



施設の健康診断です 第三者評価しませんか

家庭的保育事業所・

小規模保育事業所限定

モニター受審園募集

公金投入により運営される福祉施設にあつては、情報公開と説明責任が求められます。支援内容や、安全面はどうか、国の定める評価基準によって正しく判定します。

* 結果は県の

HPに掲載されます。



熊本県福祉サービス第三者評価機関

モニター受審 しませんか

・65項目を点検

・自己負担を軽減

・優しい調査員

・豊富な実績

NPO 法人 **だれにも音楽祭**

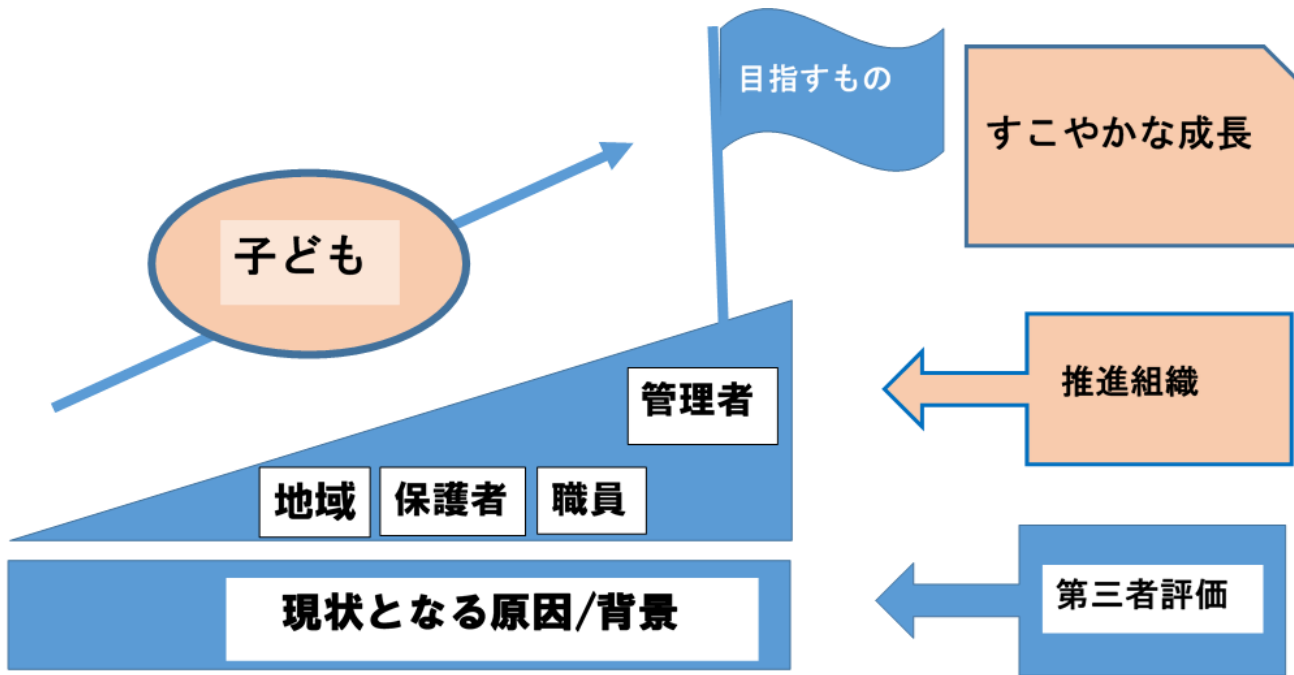
〒861-2235 上益城郡
益城町福富 822-203

ホームページ「評価研究」
<http://www.darenimo-ongakusai.com/>

☎・FAX 096-286-3434

携帯・090-9070-6846

福祉サービス第三者評価



標準的実施方法の考え方

実施方法が文章化されそれに基づいた保育サービスが提供されている。

との判断基準です。考え方では、画一的な保育サービスのためのマニュアル化ではなく

1 子供の特性や必要とする支援に応じて柔軟に対応するもので、標準化できる部分と個別に行うべき内容の組み合わせ。

2 標準化とは、保育サービスを提供する職員誰でも行われなければならない基本的事項の共通化で、職員のレベルにより、サービス水準や内容に差異が出ないように、職員が十分理解していること、また実施方法が実施されているかの確認や実施方法にそぐわない提供の場合の対応方法が求められています。

具体的な実施方法の文章化は、健康管理・事故対応・衛生管理、虐待対応などの権利擁護、禁止事項等などに関するマニュアルは存在すると思われませんがそれらに近い、文章化です。

例えば水遊びでは、危険も伴いますので、大区分で水に親しむ・体力の向上、中区分で危険を予防するには・事故が起きた時の対応、小区分では体調、発育状況、家庭との連携、具体的支援方法などがあると思われます。したがって、**最低限ここまでは同一の対応をしましょうという事を文章化したものです。**

- 1・基本的な相談・援助技術
- 2・保育サービスの実施上の留意点・プライバシーへの配慮、設備の使用手順
- 3・保育時、指導の仕方・叱り方・排せつ介助、食事(ミルク)介助、遊具の使い方、野外活動の散歩、屋外の外遊び、水遊び、などが考えられます。
- 4・詳細に言えば、施設の提供する保育サービスそのものです。